

# 掲 示

## 技術の公募に係る資料の提出依頼について

平成14年7月22日

国土交通省大臣官房

技術総括審議官 川島 毅

標記について、下記要領により資料を提出されたく公募する。

### 記

#### 1. 公募対象技術

国土交通省の所掌する建設技術のうち、以下に示すテーマを対象とする。

##### (1) 建設廃棄物(木質系廃材)のリサイクル技術

本テーマは平成13年度「建設廃棄物のリサイクル技術」の1つとして公募を行ったものであるが、以下の背景から今年度再公募する。

なお、その他の昨年公募テーマについても、技術開発が引き続き進められるよう、次年度以降再公募する場合がある。

平成12年度の建設副産物実態調査によれば、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化率が目標値95%を超える一方で、木質系廃材のリサイクル率は約40%と進展しておらず、ほぼ横ばいと低迷している。本年5月に完全施行された建設リサイクル法の円滑な執行のためにも再利用率の向上は喫緊の課題である。昨年度の応募状況では、再資源化したチップを堆肥原料、マルチング材に利用するものが多く、ボード化する技術は少なかった。本年は利用用途・需要拡大を図るため、バージン材同等の板材、角材、型枠材等へのリサイクル技術が望まれる。

<公募にあたり満足すべき条件>

原料の廃材が、木質系廃材であること。

リサイクル品は従来品と同程度の品質、施工性を有する建設資材(板材、角材、型枠材)であること。

##### (2) 非破壊検査・センシング技術

人工海浜、道路の路面下、河川堤防、岸壁、護岸等、地中で局部的に発生する空洞による災害の防止、空洞箇所の予知・発見、人工海岸等の堤防背面状況の監視等に、非破壊で合理的かつ効率的な空洞調査・探査技術が求められている。社会資本ストックを長期間にわたって使用する観点から、社会資本の劣化の診断技術(非破壊検査技術) 構造物等の異常をセンサー等により感知する技術(センシング技術)も求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

次のいずれかに該当するものであること。

土・石構造物の調査項目は、地中に発生した空洞等の大きさ、深さを対象とするものであること。

コンクリート構造物の調査項目は、中性化、塩分含有量・浸透量、クラック等のコンクリートの変状、鉄筋の位置・腐食等の状況及び中詰や背後の空洞等を対象とするものであること。

鋼構造物の調査項目は、厚さ100mmまでの部材を使用したもので、溶接構造、ボルト又はリベットによる接合を対象とし、クラック、緩み、腐食等の変状等を対象とするものであること。

その他、社会資本の維持管理の合理化、効率化、確実性向上等に資する非破壊検査・センシング技術であること。

### (3) GIS (地理情報システム) 活用技術

新たな事業による景観等への影響や効果の把握、合意形成の充実に図るためには三次元画像シミュレーション技術の活用が有効である。それらの基盤技術として、三次元地図の作成・更新を容易にする技術が求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

都市などの三次元地図情報の生成及び維持・更新に関わる技術で、次のいずれかに該当し、生成される三次元地図情報は、各種事業や施設の景観対策技術評価等の目的で行われる景観シミュレーション等の基礎情報として活用できるものであること。

地理情報標準に準拠する等、他システムとの連携が可能な、都市などの三次元地図情報を生成するものであること。

航空写真、衛星情報などのリモートセンシング技術を活用し、適時に適切な更新が行えるものであること。

### (4) 建設現場における安全対策技術

建設労働災害は、全産業の労働災害の約4割を占めており、なお一層の対策の推進が望まれている。最近増加傾向にある、道路工事中における一般車両による「もらい事故」や建設機械による巻き込み事故等による作業員の災害を未然に防ぎ、作業区域内の安全確保を図るための技術が求められている。

< 公募にあたり満足すべき条件 >

工場の安全を向上する技術であって、次のいずれかに該当するものであること。

建設機械又は工事現場に設置することにより、安全を確保できるものであること。

工事従事者が着用することによって安全を確保できるものであること。

### (5) 長期的テーマ

本テーマは、本年度より設定したものである。従来の技術基準で判断できないような提案でも、飛躍的な改善効果が期待できるものは「試みる価値がある」として採用することを基本としている。従来の技術基準、マニュアル類に代表される固定観念にとらわれない、画期

的な技術の応募を期待し、以下の3テーマについて、今後5年間継続して公募を行う。

1) 公共事業のコスト縮減につながる新しい計画、設計から材料、施工法に至る各分野の技術  
公共事業の現状コストを画期的に縮減可能(20%以上縮減)にする技術を対象とする。

2) 自然創出に関する画期的な技術

開発に伴って失われる自然生態系を保全・再生する技術として、豊かな自然環境の再生を行う画期的であり施工後に効果が計測可能な技術が求められている。(例えば、「現地における自然再生技術」、「自然再生計画の手法」等)

3) その他、建設技術分野における画期的な技術

## 2. 資料の作成及び提出に関する事項

### (1) 資料作成要領の配布

資料作成要領を応募希望者に以下のとおり配布する。

1) 配布場所：国土交通省大臣官房技術調査課内

公共工事技術活用評価委員会事務局(宮石、吉田)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111(内線22345、22384)

2) 配布期間：平成14年7月22日(月)から平成14年8月30日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分は除く)

3) 配布方法：無償にて配布する。

また、郵送を希望する場合は、返信用封筒(角形2号封筒に240円切手を貼り付け、返送先を明記したもの)を同封して郵送すること。

なお、国土交通省のホームページ([http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha0213/130722\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha0213/130722_.html))よりダウンロード可能である。

### (2) 説明会の実施

説明会を以下の要領で行う。

1) 日 時：平成14年7月29日(月) 13時30分～14時30分

2) 場 所：東京都港区麻布台2-2-1  
中央合同会議所1階大会議室

3) 参加申込方法：説明会に参加を希望する場合は、書面(様式は自由)を申込先へ持参、又は郵送(書留郵便に限る。)することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。

4) 申込受領期間：平成14年7月22日(月)から平成14年7月26日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日、10時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分は除く)

5) 申 込 先：国土交通省大臣官房技術調査課内  
公共工事技術活用評価委員会事務局（宮石、吉田）  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3  
TEL 03 - 5253 - 8111（内線22345、22384）

(3) 資料の作成及び提出

- 1) 資料は、資料作成要領に示す様式及び留意事項等に基づき作成するものとする。
- 2) 資料は、次の受付期間及び郵送先に郵送（書留郵便に限る。）するものとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

・ 受付期間：平成14年7月22日(月)から平成14年8月30日(金)まで（必着）。

注：長期テーマについては、今後5年間継続して、毎年、公募する。

・ 郵 送 先：国土交通省大臣官房技術調査課内  
公共工事技術活用評価委員会事務局（宮石、吉田）  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3  
TEL 03 - 5253 - 8111（内線22345、22384）

(4) 資料の追加請求等

事務局は、選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を応募者に求めることがある。

### 3. 技術の選定に関する事項

(1) 技術の選定の視点

選定は、以下の視点をもとに総合的に行う。

- 1) 応募書類及び記入方法に不備がないこと。
- 2) 公募テーマ及び公募条件に適合していること。
- 3) 特許技術であるなど、技術に創意性があること。
- 4) 地方整備局で発注される工事において活用が見込めること。
- 5) 活用の効果が定量的に把握できていること。
- 6) コストが低廉で、保守、運用等に高度な技術を要しないものであること。

なお、当該技術は、以下の要件を満たしている必要がある。

技術の内容に係る全てを提示できること。

関係法令に適合していること。

(2) 結果の通知

応募した者に対して、3月上旬までに結果を文書で通知する予定である。

(3) 通知の取り消し

通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- 1) 通知を受けた者が、偽りその他不正の手段により選定を受けたことが判明したとき。
- 2) 通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他必要と認められたとき。

#### 4．技術の活用

国土交通省では、選定後5年を目途に現場で活用が適当であると判断された技術（以下「選定技術」という。）の活用を図る予定である。

#### 5．再公募

応募状況によっては、再公募する場合がある。

#### 6．技術を応募できる者

技術を応募できる者は、当該技術を主体的に開発し、なおかつ、実施する上で必要な能力を有する個人及び法人とする。

#### 7．その他

（1）現場での活用が適当であると判断された技術の開発者は、工事設計等へ支援していただく場合がある。

（2）資料の作成及び応募に要する費用は、応募者の負担とする。

（3）応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。

（4）応募された資料は、返却しない。

（5）問い合わせ先等は以下のとおりとする。

・問い合わせ先：国土交通省大臣官房技術調査課内

公共工事技術活用評価委員会事務局（宮石、吉田）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

TEL 03 - 5253 - 8111（内線22345、22384）

・問い合わせ先（港湾関係）：国土交通省港湾局環境・技術課

担当者（高橋、安達）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

TEL 03 - 5253 - 8111（内線46632、46635）

・期 間：平成14年7月22日（月）から平成14年8月30日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分は除く）。